

熱中症対策の試行について

1 試行内容

長崎県が制定した「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」に準じた取扱いとし、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場における「熱中症対策」を試行します。

(1) 対象工事

市が発注する工事において、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

2 補正の積算方法

(1) 補正係数について

国の「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行概要」モデルに準じた補正係数とする。

補正係数 1.2

(2) 積算方法について

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて熱中症補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

①補正方法

$\text{熱中症補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数 (1.2)}$

②現場管理費への補正

$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{熱中症補正値})$

3 試行時期

令和3年4月1日以降に起工する工事から試行